

地方消費税率引上げ分の使途について(令和3年度決算)

消費税率の5%から10%への引上げによる地方消費税収は、地方税法に基づき、以下のとおり、社会保障施策に要する経費に充てています。

(歳入)

地方消費税交付金(社会保障分)

24,587 千円

(歳出)

(単位:千円)

項目		決算額	財源			
			特定財源	一般財源	引上げ分の地方消費税(社会保障財源化分の市町村交付金)	その他
社会福祉費	社会福祉総務費	149,152	40,490	108,662	8,357	100,305
	老人福祉費	33,702	6,979	26,423	3,000	23,423
児童福祉費	保育所費	91,114	37,000	55,714	9,000	46,714
	子育て支援事業費	18,984	9,873	8,311	3,400	4,911
社会教育費	児童館・生涯学習施設費	14,445	5,280	8,956	830	8,126
合計		307,397	99,622	208,066	24,587	183,479